

テナント出店規約

- 1、 出店資格は村内に住所を有し、村内を拠点として活動している団体及び事業所とする。但し、実行委員長が認める事業者は可能とする。
- 2、 出店料は1テント1万5000円とする。(テント代込み) 出店料をテナント会議の際に納めること。但し、交流都市、実行委員長が認める事業者については出店料を免除する。
※1テント(3.6m×7.2m)に電源(基本使用可能電力1,000Wまで)を設置しており、必要なテナントには給排水設備を設置します。
各テントに机2つ、イス2脚を事務局で準備します。
上記以外の物品、設備等については各自で用意すること。
- 3、 飲食物を扱う場合には保健所の臨時営業許可証を取得しテナントの見える箇所に表示すること。また生産物賠償責任保険(PL保険)等の賠償保険に加入すること。
- 4、 商品の価格、品目は明確に表示すること。
- 5、 まつり出店時間中、責任者は常駐すること。
- 6、 名義貸しは禁止します。
- 7、 火気類を扱うテナント出店者は消防の指示に従い、設置等(消火器、ガスなど)を行うこと。
- 8、 営業最終時間は原則として1日目を午後5時00分まで、2日目を午後4時00とする。
- 9、 事故やトラブルが発生した場合には係(商工会)までご連絡下さい。
- 10、 未成年者へのアルコール類の販売は絶対にしないこと。また、児童・生徒に販売もさせてはならない。
- 11、 缶ビールや缶酎ハイ(缶に入っている酒類)は期限付酒類小売免許を持っていない限り、開蓋するかコップ等に移して販売してください(臨時営業許可証取得者に限る)。
- 12、 商品の搬入については、舞台プログラム開始1時間前までには完了しておくこと。
- 13、 当日は会場内に駐車場を2台まで許可する。
(駐車許可書を配布しますので提示お願いします。)
- 14、 商品の管理については各テナントで責任をもつこと。
- 15、 極力節電、節水に努めることとし、生ゴミ等の垂れ流しはやってはならない。(排水溝のつまり、悪臭の原因となる。)
- 16、 店舗周辺は各自責任をもって清掃し、ゴミについては各自でお持ち帰り下さい。
- 17、 各自の販売テント以外での商品の販売は禁止します。

- 18、 その他、出店に関することについては、実行委員会の指示に従うこと。
- 19、 前項の条件に違反していると認められたときは、出店をただちに取消すものとする。尚、出店料については返還しない。
- 20、 食券の換金は祭り開催日翌々日から2週間以内に事務局（農林水産課内）で換金すること。それ以降については認めません。※印鑑をご持参ください。
- 21、 各テナントは祭り終了後売上報告、出店者アンケートを提出する事。
- 22、 各テナントにて対応可能な範囲で、感染症対策の取組をお願いします。

注意事項

- ・食品等の実演販売を行う場合には保健所の臨時営業許可証が必要です。許可証のない方は早めに保健所に申請手続きを済ませて下さい。許可証のない方の出店は一切認めません。
- ・酒類の販売について泡盛を取り扱う場合はやんばる酒造の酒だけにすること。
- ・正当な理由がなく、テナント会議に出席のない場合は出店申し込みを取り消す場合があります。

テナント会議①日時：令和8年12月1週目 午後3時～
場所：大宜味村役場2階会議室

テナント会議②日時：令和9年1月16日（土）午前9時～
場所：旧大宜味小学校グラウンド（本部前）

テナント会議③日時：令和9年1月17日（日）午後9時～
場所：旧大宜味小学校グラウンド（本部前）

・テナント準備について

まつり前日 15時以降から準備可能です。

警備はまつり前日 18時から入りますが商品などは各テナントで管理をお願いいたします。